



平成 23 年 7 月 4 日

各 位

東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号
大 東 建 託 株 式 会 社
代表取締役社長 三鍋 伊佐雄
(東証・名証第 1 部 コード番号 1878)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員の新しいインセンティブプランとして「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 導入の背景

当社では、かねてより役職員が一丸となって企業価値を高め、業績確保に注力することを重要視しております。今回、従業員に自社の株式を給付することで、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することと致しました。

2. 本制度の概要

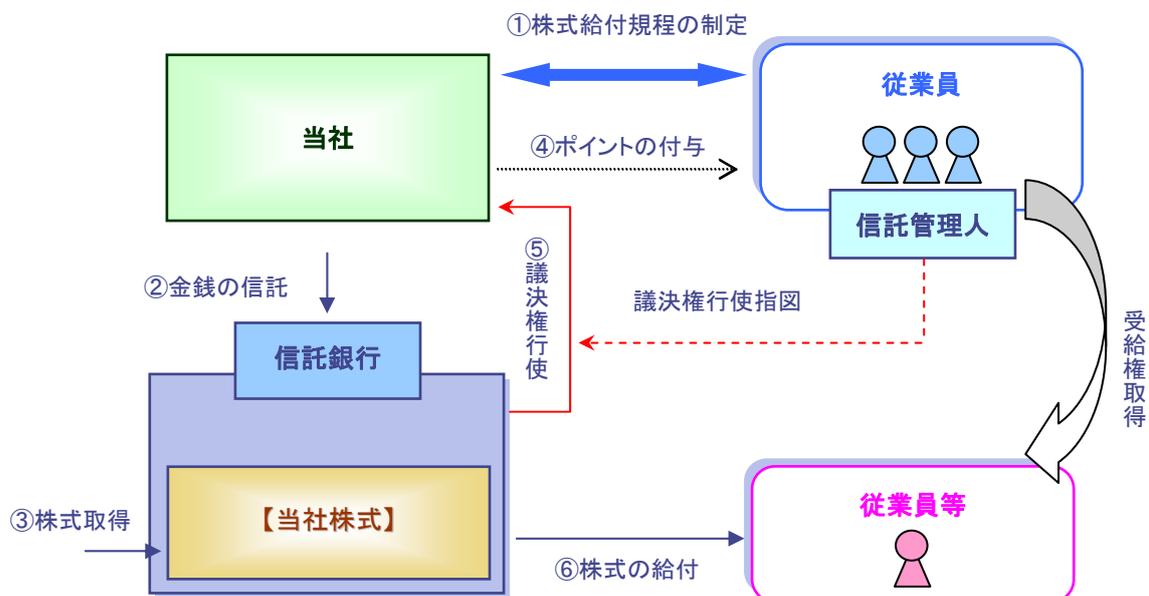
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が株式の受給権を取得した場合に、当該従業員に当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の従業員の中から業績や成果に応じて「ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定し、ポイント付与を行います。一定の要件を満たした従業員に対して獲得したポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲の向上や中期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲が高まることが期待されます。

なお、株式給付信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」にもとづいて従業員に対し、業績や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権を取得した場合に信託銀行から、獲得している「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
川合、高橋
03（6718）9068